

向日市留守家庭児童会夏季入会に関する同意書

(宛先) 向日市教育委員会

私は、令和8年度向日市留守家庭児童会夏季入会にあたり、下記の事項について同意した上で入会申請を行います。

令和 年 月 日

申請者 (保護者)

同意内容

1. 児童会の利用は、保護者等が就労等により昼間不在となる日、時間帯のみであること。
2. 夏季入会は期間限定のため、引き続き利用を希望する場合は、あらためて入会申請すること。
3. 提出書類の記載内容に変更があった場合、すみやかに児童会や生涯学習課に届出すること。
4. 就労状況等が入会要件を満たさないことが判明した場合、退会となること。
5. 基本協力金や早朝利用に係る協力金を滞納した場合、次回以降入会申請を受付できないこと。やむを得ない事情で納付が遅れるときは、生涯学習課に連絡すること。
6. 児童会の開会時間を遵守すること。登校時間が早く、早朝利用と判断された場合は、早朝利用に係る協力金を負担すること。
7. 予定を変更するときには必ず児童会に連絡すること。
8. 保護者等のお迎えができない場合、集団あるいは1人での下校になること。また、児童会への登下校中については、保護者の責任となること。
9. 児童会のルールが守れない、他の児童に危害を加える等、児童会の運営や集団生活に支障をきたす場合、退会となること。
10. 児童が故意に通常の使用方法を逸脱し、他の児童の所有物や児童会の施設、備品等に損害を与えた場合、弁償すること。また、やむを得ない事故に備えて指定のスポーツ安全保険に加入すること。
11. 指導員は投薬等の医療行為はできないため、けが等についても応急処置のみとなること。
12. 児童の見守りに特別な配慮を要する事柄がある場合、入会前に生涯学習課及び児童会に知らせること。なお、自他ともに児童の安全が確保できない等児童会での見守りが困難と判断された場合、利用日の制限や退会になることがあること。
13. 児童会は学習指導の場ではないことを理解し、学習は児童の自主的な取組とすること。